

一般社団法人ビルディング・オートメーション協会 定款

平成22年12月 2日 作成

平成22年12月16日 公証人認証

平成30年 5月17日 変更定款

令和2年5月21日 変更定款

令和7年5月20日 変更定款

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人 ビルディング・オートメーション協会 と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、ビルディング・オートメーションシステム（BA）の動向調査、研究、教育を行い、会員の共通課題を検討・対策し、システムの普及と優秀な人材の確保を目指す。その成果を通じて、BA 業界の発展を促進し、省エネルギー、環境保全、安全の推進を図り、国民の生活や住環境の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 調査・研究

BA に関する最新技術、動向の調査・研究を行う。

国土交通省が定める公共建築物の BA 仕様に関する意見要求に対して、提案及び提言を行う。

(2) 広報

協会 HP を管理し、各省庁からの通達事項や協会活動の報告等を、HP を通じて展開する。

協会パンフレットを作成する。

部会、研鑽会、講習会等の資料及び成果物の広報を行う。

(3) 教育

会員に対して、BA の普及・教育を目的として、見学会、講演会、セミナーなどを企画・実施する。

(4) コンプライアンス対策

関連する法令の遵守を啓蒙し、新たな法令についての紹介と普及を行う。

(5) 会員共通の課題検討と対策を行う。

第3章 会 員

(種 別)

第5条 この法人には次の会員を置く。

(1) 正会員

BAに関わる中央監視装置や自動制御機器製品などの製造・販売を主たる業務とする企業、BAシステムの販売、工事、保守に関わる企業。

(2) 特別会員

この法人に功労のあった者、学識経験者又は指導的な団体で、理事会で推薦された者又は団体。

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

(入 会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため。社員総会（以下、「総会」という。）理事会において定める会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 会員である法人・団体が解散したとき

(3) 1年間分以上の会費等を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(5) 総正会員の同意があったとき

(退 会)

第9条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次のいずれかに該当する場合は、第18条第3項に定める総会の決議によって、その会員を除名することができる。この場合、その会員に対して、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)この法人の定款又は規則に違反したとき
- (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3)その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知する。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定により資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費、及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総 会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権 限)

第13条 総会は、次の事項を決議する。

- (1)会員の除名
- (2)理事及び監事の選任又は解任
- (3)定款の変更
- (4)事業報告及び収支決算
- (5)活動方針案
- (6)長期借入金並びに重要な財産の処分
- (7)理事会において総会に付議した事項
- (8)前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種類とする。

2 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1)理事会において開催の決議がなされたとき。

(2)議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。

(招 集)

第15条 総会は、理事会の決議によって、理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続きを省略することができる。

2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、正会員の過半数が出席しなければ開催することができない。

(決 議)

第18条 総会の決議は、法人法及びこの定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決による。

2 前項の場合において、議長は、正会員として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 長期借入金及び重要な財産の処分

(6) その他法令で定める事項

4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を

行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(議決権の代理行使)

第 19 条 やむを得ない理由により、総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条（第 17 条及び第 18 条）の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 第 1 項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(決議の省略)

第 20 条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事が正会員の全員に対して、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の総数及び出席正会員数（書面による議決権行使者及び代理人による議決権行使者の場合にあっては、その旨）

(3) 審議事項及び決議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) その他法令で定めた事項

第5章 役員等及び理事会

第1節 役員等

(種類及び定数)

第23条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上19名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、理事長1名を置くこととし、理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって各々選任する。

2 理事長は理事会において選定する。

3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接に関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人の業務執行の決定に参画する。

2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事は、事業年度毎に2ヶ月を超える間隔で4回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(会長及び副会長)

第26条 この法人に、会長及び若干名の副会長を置くことができる。

2 会長及び副会長は、理事長の推薦した者の中から、理事会において任期を定めた上で選任する。

3 会長及び副会長は、総会並びに理事会に出席して、意見を述べることができる。

4 会長及び副会長は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況の監査をすること、並びに各事業年度に係る決算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、これを総会及び理事会に報告しなければならない。
- (5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 役員員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第29条 役員は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、第18条第3項に定める総会の決議によらなければならない。

(報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関する必要な事項は、総会の決議により、別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

第2節 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事以外の者の出席)

第32条 理事会において必要と認めたときは、理事以外のものを理事会に出席させ、報告を求めること、また連絡を実施させることができる。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規則及び規程の制定、変更及び廃止
 - (3) 各事業年度の事業計画及び収支予算の設定並びにその変更
 - (4) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
 - (5) 理事の職務の執行の監督
 - (6) 理事長並びに会長及び副会長の選定及び解職
 - (7) 総会で決議した事項の執行に関する事項
 - (8) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項
- 2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会又は臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年6回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。

- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第27条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号の規定により理事が招集する場合及び前条第3項第4号の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3項第3号の規定による場合は理事が、前条第3項第4号の規定による場合は監事が、理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第3項第2号又は4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長が務める。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるものを除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決による。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、

監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 理事又は監事が理事又は監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより次の事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の総数及び出席理事数
- (3) 審議事項及び決議事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) その他法令で定めた事項

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 資産から生ずる収入その他の収入

(財産の管理)

第43条 この法人の資産は理事長が管理し、その方法は理事会の決議を経て定める。

(経費の支出)

第44条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画及び収支予算等は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事

長が作成し、理事会の決議を経て、直近の定時総会に報告する。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の決議によって、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の収支及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書(以下、「計算書類等」という。)を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経た上で、定時総会において承認を得る。
- 2 この法人は、前項の定時総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告する。
 - 3 決算上剰余金を生じたときは、これを会員に分配してはならず、翌事業年度に繰り越す。

(長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け)

- 第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、第18条第3項に定める総会の決議によらなければならない。
- 2 この法人が重要な財産の処分及び譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則)

- 第49条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる一般法人の会計の慣行に従う。

第7章 定款の変更、及び解散等

(定款の変更)

- 第50条 この定款は、第18条第3項に定める総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第51条 この法人は、法人法に規定する事由によるほか、第18条第3項に定める総会の決議によって、解散することができる。

(残余財産の処分)

- 第52条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第8章 部会

(部会)

第53条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、部会を設置することができる。

- 2 部会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 部会の任務、構成並びに運営に関し必要な事項は、理事会の議決により、部会規程に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第54条 この法人に事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、理事長が定める。

(備付け帳簿及び書類)

第55条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類又はこれらの電磁的記録を備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 理事及び監事の名簿
 - (4) 登記に関する書類
 - (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (6) 役員報酬及び費用に関する規程
 - (7) 事業計画書及び収支予算書
 - (8) 事業報告書及び収支計算書等の計算書類
 - (9) 監査報告書
 - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧について、法令の定めによるとともに、第56条第2項による。

第 10 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 56 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって別途定める。

(個人情報の保護)

第 57 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期する。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によって別途定める。

第 11 章 公告

(公告の方法)

第 58 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法によるものとする。

第 12 章 補則

(委任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議によって別途定める。

附 則

1 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従うものとする。

以上